

概 要 版

宇和島市高齢者福祉計画 介護保険事業計画

【令和3（2021）年度～令和5（2023）年度】



宇和島

ココロまじわうトコロ

計画策定の経緯

宇和島市の高齢者（65歳以上）の人口は、令和2（2020）年9月末時点で28,767人となっており、高齢化率は、39.2%と全国平均を上回り、75歳以上の割合は20.5%と高齢化は急速に進展しています。

こうした背景を踏まえ、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において、いわゆる団塊世代が75歳以上となる令和7年（2025）、さらにはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据えたサービス基盤や人的基盤の整備、共生社会の実現や地域包括ケアシステムの充実等に向け取り組む必要があります。

本市では、こうした全国的な動向を踏まえ、「地域包括ケアシステム」の取組を継続するとともに、令和7（2025）年さらには令和22（2040）年を見据え、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう「宇和島市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」（以下、本計画という。）を策定しました。

計画の位置づけ

高齢者福祉計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づき、介護保険事業計画は、介護保険法（平成9年法律123号）第117条の規定に基づき策定されます。

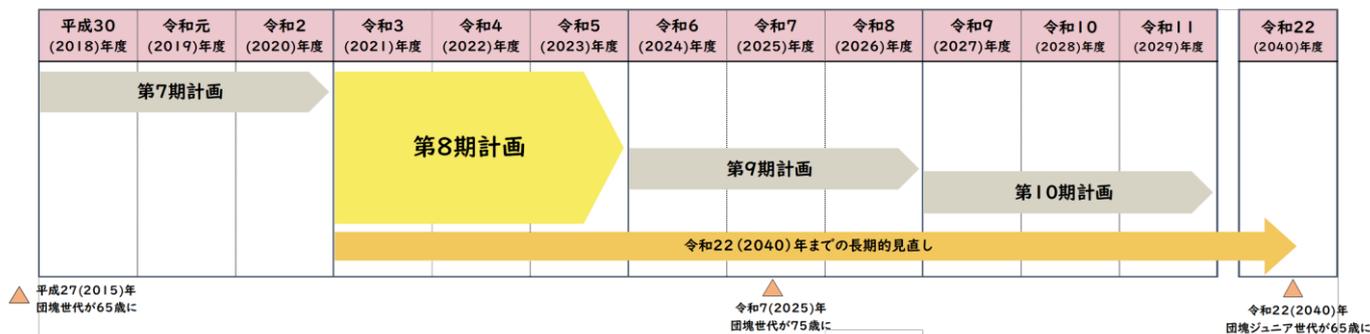
本計画は、これらを一体的に策定するものです。

また、本計画は、第二次宇和島市総合計画を上位計画とし、また、高齢者の保健、医療、福祉及び居住に関する関連計画との調和を保ち策定しました。

さらに、病床の機能の分化及び連携の推進による効率的で質の高い在宅医療・介護の充実等の地域包括ケアシステムの構築が一体的に行われるよう、愛媛県高齢者保健福祉計画及び介護保険事業支援計画、愛媛県地域保健医療計画との整合性を確保しました。

計画の期間

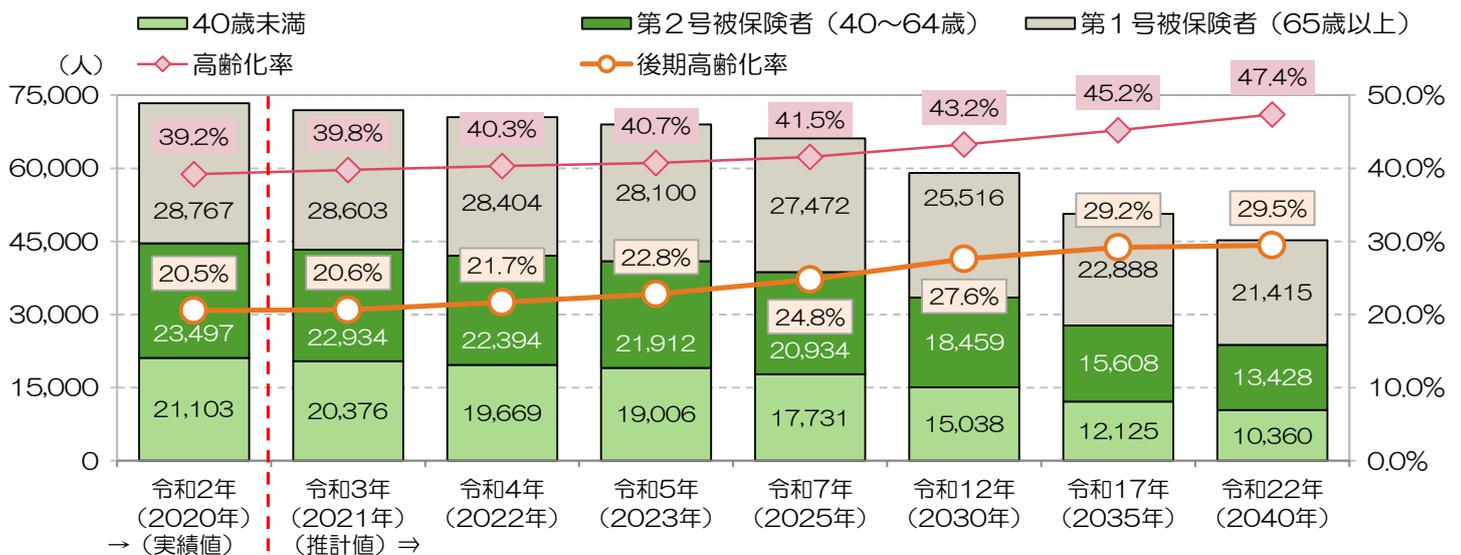
本計画の計画期間は、令和3（2021）年度～令和5（2023）年度までの3か年とします。



人口の状況と将来推計

将来人口の推計をみると、総人口は今後も減少傾向となり、令和5年では69,018人と、令和2年の73,367人から4,349人減少する見込みとなっています。その後も減少は続き、令和7年では66,137人、令和22年では45,203人となっています。

総人口・高齢者人口が減少するなかで、高齢化率は年々増加傾向となり、令和5年では40.7%、令和7年では41.5%、令和22年では47.4%となる見込みです。また、総人口に占める75歳以上の割合は、令和12年以降では27%を超えています。

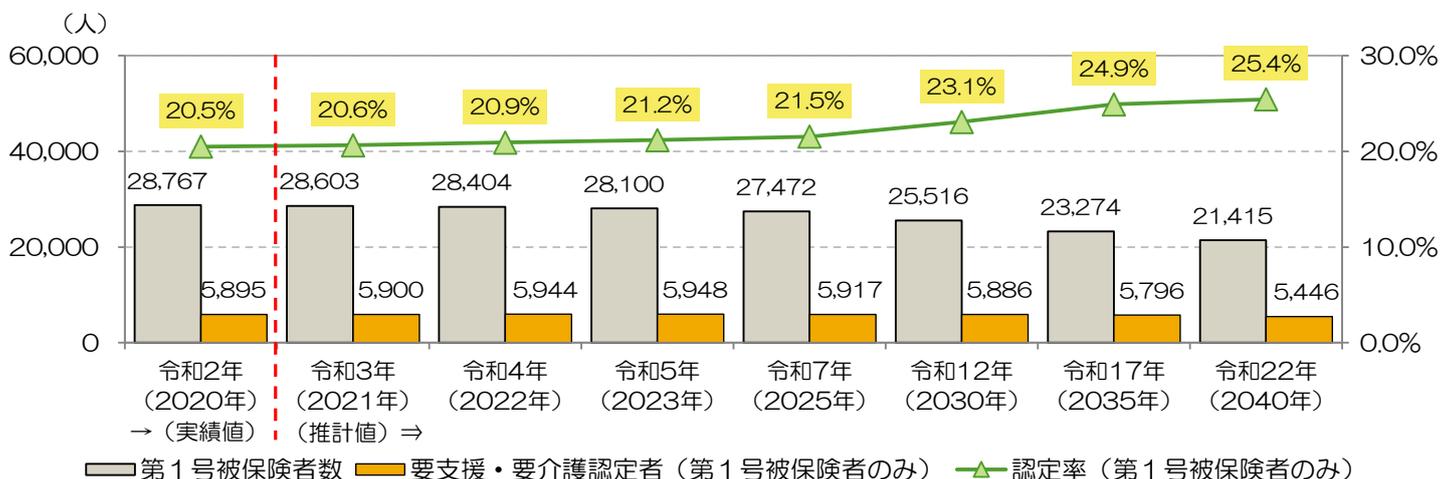


資料：地域包括ケア『見える化』システムより※令和2年度は住民基本台帳

要介護（要支援）認定者の状況

要支援・要介護認定者数(第1号被保険者のみ)の推計をみると、認定者数は増減する見込みとなっており、令和5年では5,948人と、令和2年の5,895人から53人増加する見込みとなっています。

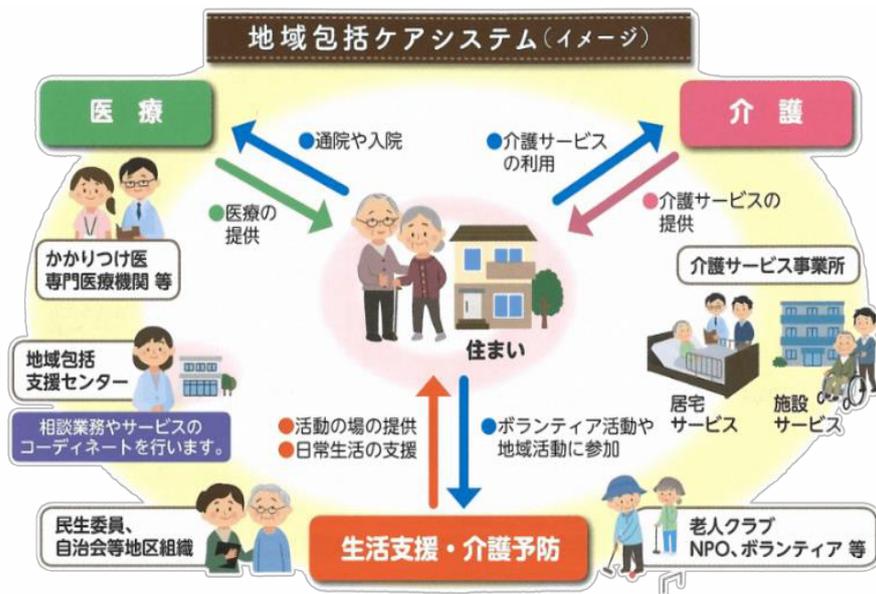
認定率は増加傾向の見込みとなっており、令和5年では21.2%の見込みとなっています。



資料：地域包括ケア『見える化』システムより

1 認知症施策の推進

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として、①普及啓発・本人発信支援、②予防、③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援、⑤研究開発・産業促進・国際展開の5つの柱に基づき、「認知症初期集中支援チーム」の活動強化や、認知症に関する正しい知識の啓発と「だんだんネットワーク」の周知に努めていきます。



2 介護予防・健康づくり施策の充実・推進 (地域支援事業等の効果的な実施)

高齢者がいつまでも元気で、生涯にわたって活躍していただくためには、市民一人ひとりの健康づくりに対する意識の改善をはじめ、様々な健康課題の解決や疾病予防に取り組み、健康寿命の延伸を図ることが求められています。

そのため「生き生き教室」や「うわじまガイヤ健康体操」等の更なる充実や、介護予防ボランティアの育成・支援、通いの場等への積極的な関与を行うことで高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業の推進を図ります。

3 在宅医療看護・介護連携体制の構築



地域の実情に合わせた在宅医療と介護の連携体制を構築し、維持・充実していくためには地域の目指す姿を考え、連続性を持った継続的な向上を図る、いわゆるPDCAサイクルに沿って推進していくことが求められています。

そのため宇和島市医療介護連携システム「みさいやネット」の導入拡大と円滑な運用を行い、病院・診療所・歯科診療所・訪問看護ステーション・薬局・介護事業所等が患者の情報を共有し、施設や職種を問わず患者に関するすべての医療者・介護者がフラットに情報を共有し、コミュニケーションを可能にすることで、顔の見える地域包括ケアをサポートしています。

住み慣れた地域で健康で安心して暮らすことは、多くの高齢者の願いです。

本市では、高齢者福祉計画・介護保険事業計画を作成し、「だれもが健康で安心して暮らせるうわじま」の実現を基本理念とし、6つの基本目標を定め、具体的な施策を展開、推進します。



基
理
本
念

だれもが健康で安心して
暮らせるうわじま

基本目標 1

社会参加と生きがいのづくり

	施策 1：高齢者の生きがいのづくりの支援	施策 2：高齢者の就業等の支援
主な 取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者の元気づくり推進事業 ●老人クラブへの支援・助成事業 ●クローケー場、ふれあい広場活用推進支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ●シルバー人材センターへの支援・助成事業

基本目標 2

健康づくり・介護予防の推進

	施策 3：健康づくりの推進	施策 4：介護予防の推進
主な 取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ●健康増進事業 ●特定健診・特定保健指導・後期高齢者健診 ●生活習慣病重症化予防事業 ●食育推進事業 ●心の健康づくり対策事業 ●高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業 	<ul style="list-style-type: none"> ●介護予防・生活支援サービス事業 ●一般介護予防事業 ●重度化予防事業 ●要介護リスク分析事業

施策 5：介護保険サービスの提供と基盤整備

- 主な取り組み
- 地域密着型サービス事業所の整備
 - 離島地区高齢者等交通費補助事業
 - 介護保険離島対策事業

施策 6：介護保険サービスの質の向上及び適正利用の推進

- 主な取り組み
- 介護保険サービス事業所に対する指導・監査
 - 要介護認定の適正化
 - ケアプラン点検
 - 縦覧点検・医療情報との突合
 - 介護給付費通知書の送付
 - 住宅改修の点検・福祉用具購入・貸与の点検
 - 介護サービス相談員派遣事業



施策 7：高齢者と介護者への支援

- 主な取り組み
- 家族介護教室
 - 介護用品支給事業
 - 家族のつどい支援事業
 - 在宅高齢者介護手当支給事業

施策 8：地域で安心して住み続けられる環境づくり

- 主な取り組み
- 住宅の増改築・リフォームに対する支援
 - 高齢者向け住宅（シルバーハウジング）のサービスの質の確保
 - 公営住宅等の建て替え・改善に合わせたバリアフリー化の推進
 - 高齢者向け住まいの情報提供の充実とサービスの質の向上



	施策 9：自立生活への支援 (介護保険給付外サービス)	施策 10：在宅医療・介護連携の強化
主な 取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者見守り配食事業 ●緊急通報装置貸与事業 ●はり・きゅう施術助成事業 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の医療・介護の資源の把握 ●在宅医療・介護連携の課題と抽出の対応策の検討 ●切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進 ●医療・介護関係者の情報共有の支援 ●在宅医療・介護関係者に関する相談支援 ●医療・介護関係者の研修 ●地域住民への普及啓発 ●在宅医療・介護連携に関する関係市町の連携

施策 11：認知症高齢者支援体制の総合的な推進

主な 取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症の予防・啓発事業 ●認知症ケアパス作成・普及事業 ●相談・支援体制の強化事業 ●認知症医療体制構築事業 ●認知症ケア向上事業 ●介護者支援事業（本人・介護者の居場所づくりの充実） ●認知症サポーターの養成及び地域のネットワークづくり事業 ●高齢者地域見守りネットワーク（だんだんネット）事業
------------	--

施策 12：地域ケア会議の充実

施策 13：介護・福祉人材の確保

主な 取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ●地域ケア個別会議 ●地域ケア圏域会議 ●地域ケアネットワーク会議 	<ul style="list-style-type: none"> ●介護・福祉人材の確保・育成・定着
------------	---	---



基本目標 5

尊厳のあるくらしの支援



施策 14：権利擁護・虐待防止の推進

主な
取り組み

- 総合相談事業
- 成年後見利用支援事業
- 老人保護措置事業
- 権利擁護事業
- 日常生活自立支援事業

基本目標 6

地域で支えあうしくみづくり

施策 15：高齢者を地域で支えあうしくみづくり

主な
取り組み

- 生活支援体制整備事業
- 民生児童委員の独居高齢者訪問
- 地域共生社会の実現に向けた取組の推進（重層的支援体制整備事業）

施策 16：災害時支援体制整備

主な
取り組み

- 福祉避難所の整備
- 感染症に備えた取組

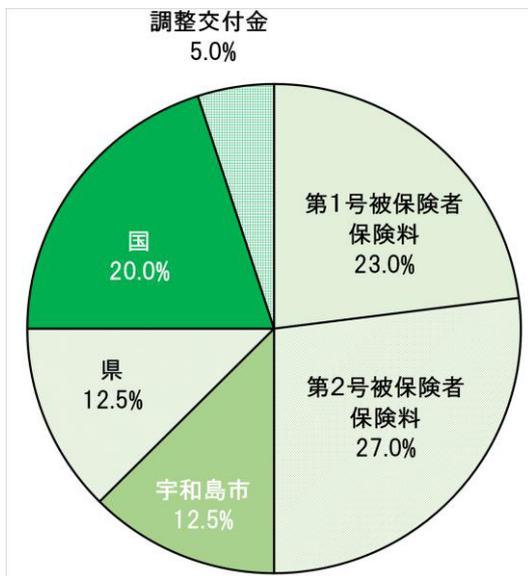


介護保険制度の構造

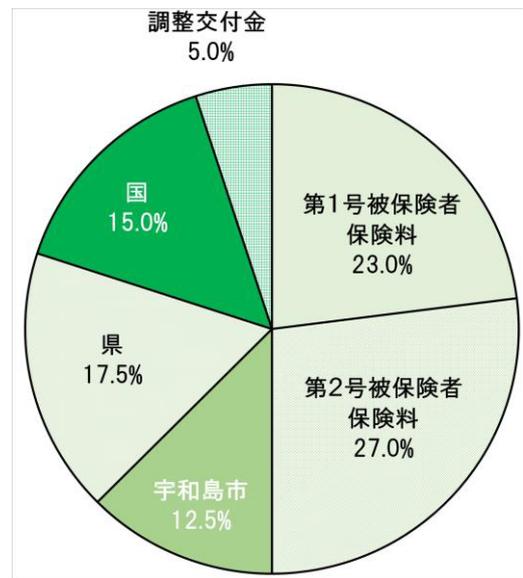
① 介護保険給付費の財源

第1号被保険者の総給付費に対する負担率は、第1号被保険者と第2号被保険者の人口比率によって決定します。第8期においては第1号被保険者の保険料負担率が23.0%、第2号被保険者負担率が27.0%で、第7期からの変更はありません。

【居宅等給付費の財源構成】

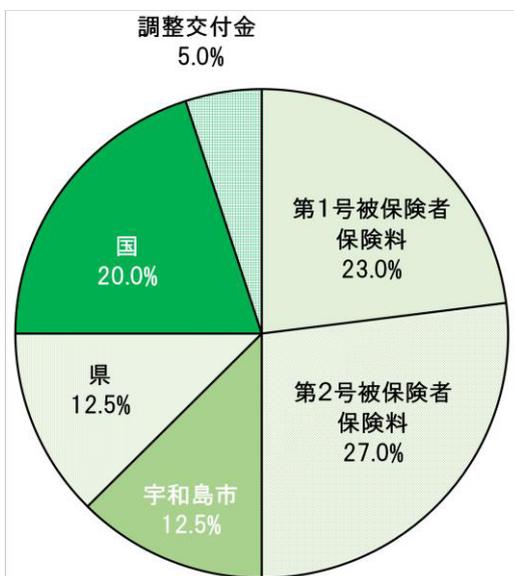


【施設等給付費の財源構成】

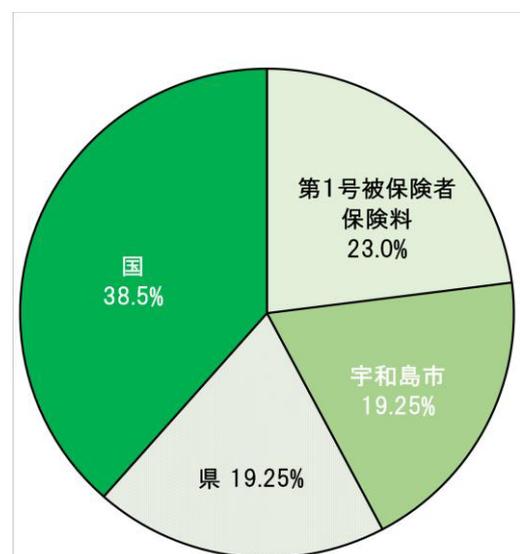


② 地域支援事業費の財源

【介護予防・日常生活支援総合事業】



【包括的支援・任意事業】



第1号被保険者の介護保険料の推計方法

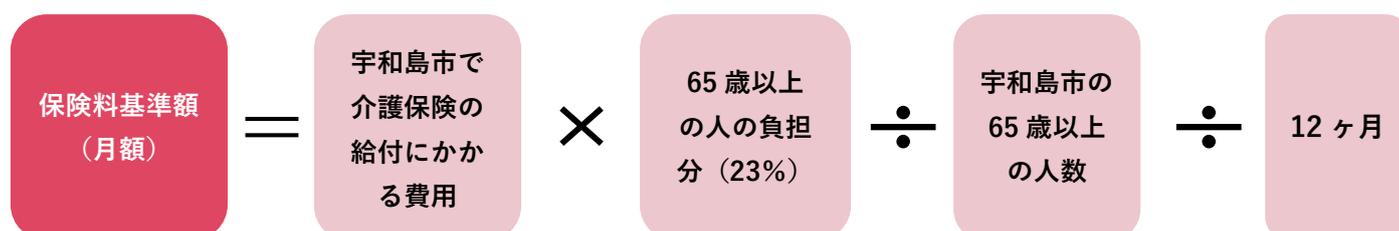
第8期計画期間における介護保険事業の第1号被保険者の介護保険料基準額については、国が示す推計方法を踏まえて、地域包括ケア「見える化」システムを利用して算出しました。

第7期計画期間における被保険者数、要支援・要介護認定者数、各サービス利用者数、給付費などの実績をもとに推計を行い、介護保険料の算定にあたっての諸係数などを勘案しながら第1号被保険者の介護保険料基準額を推計する流れとなっています。

単位：円

	推計値		
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
標準給付見込額 (A) ①+②+③+④+⑤	9,924,668,892	9,988,850,991	10,035,858,144
①総給付費	9,409,685,000	9,491,828,000	9,538,506,000
②特定入所者介護サービス費等 給付額 (財政影響額調整後)	266,886,060	248,114,319	248,282,568
③高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	207,578,832	208,088,672	208,228,576
④高額医療合算 介護サービス費等給付額	30,124,000	30,348,000	30,369,000
⑤算定対象審査支払手数料	10,395,000	10,472,000	10,472,000
地域支援事業費 (B) ⑥+⑦+⑧	470,931,120	483,400,120	488,888,040
⑥介護予防・日常生活支援 総合事業費	339,796,520	342,837,920	343,878,240
⑦包括的支援事業(地域包括支援セ ンターの運営)及び任意事業費	89,888,600	90,336,200	90,783,800
⑧包括的支援事業 (社会保障充実分)	41,246,000	50,226,000	54,226,000
保険料対象総額 (A) + (B)	10,395,600,012	10,472,251,111	10,524,746,184
3年間総費用額	31,392,597,307		

【第1号被保険者保険料基準額の決まり方】



令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの 所得段階別介護保険料

月額保険料基準額：6,390円(年額76,700円)

※年額については、100円未満を四捨五入しています。

所得段階		基準額に対する割合	金額 (円/年)	
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の人 ・世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人 	0.5 (0.30)※	38,300 (23,000)	
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税の人	前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.75 (0.50)※	57,500 (38,300)
第3段階		前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円を超えている人	0.75 (0.70)※	57,500 (53,600)
第4段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税の人	前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.90	69,000
第5段階		前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超えている人	1.00 【基準額】	76,700
第6段階	本人が市町村民税課税の人	前年の合計所得金額の合計が120万円未満の人	1.20	92,000
第7段階		前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.30	99,700
第8段階		前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.50	115,000
第9段階		前年の合計所得金額が320万円以上の人	1.70	130,300

※低所得者の軽減強化として、第1段階から第3段階は別枠の公費による負担軽減が実施されています。

地域の連携体制

国は、令和7(2025)年を境に団塊の世代が後期高齢者となることを見据え、市民一人ひとりが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を推進してきました。

第8期計画では、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年も見据えて地域包括ケアシステムの推進に取り組むことが求められています。

地域共生社会の実現のためには、行政・保健・医療・福祉・介護の専門家による支援だけでなく、地域住民自らによる支援や協力体制をより強固なものにしていく必要があるため、本市においては「だんだんネットワーク」を基盤として、地域全体での支えあいを重視しながら計画の推進に努めます。

関係部局相互間の推進体制

本計画は、高齢者施策全般にわたる計画であり、実施にあたっては、本市の保健福祉部門をはじめ関係部門が連携し、総合的、包括的に施策を展開していきます。

また、愛媛県による広域的調整との整合性を図るため、積極的に愛媛県(出先・関連機関も含め)と本市の情報連携を行い、推進体制を強化していきます。

計画の達成状況の評価

総合事業等の効果的な実施のためには、今後実施していく個々の事業評価とその検証を行うことで、次期計画期間へ反映できることが重要であり、宇和島市介護保険運営協議会におけるよりきめ細かな議論が必要とされます。

そのため、本計画は各年度の進捗状況等について、宇和島市介護保険運営協議会において評価を行うものとします。

宇和島市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 ＜令和3(2021)年度～令和5(2023)年度＞

発行年月： 令和3年3月
 発行： 宇和島市
 編集： 保健福祉部 高齢者福祉課
 〒798-8601 宇和島市曙町1番地
 TEL： 0895-24-1111